

平成22年度相続税制の一部改正

- 1 相続人等が相続税の申告期限までに事業又は居住を継続しない宅地等の救済として200平米まで50%減額があったがこれを廃止する。

つまり現在、特定事業用宅地は400平米まで80%、特定居住用宅地は240平米まで80%減額となっているが、申告期限まで保有しない場合は、従来はともに200平米まで50%減額が認められていたが、これを廃止し、本来の減額のみとする。

- 2 一の宅地等について、共同相続があった場合には取得した者毎に適用条件を判定する。

つまり、たとえば、マイホームをもっている子が父の特定居住用宅地を相続する場合には240平米まで80%減額の適用は受けられなかったが、母と共同相続すると適用が受けられた。しかし、今後はこれは不可となり、相続人ごとに判定する。したがって、次のようになることにご注意。

特定居住用宅地の場合、上記特例減額（240平米まで80%減額）を受けるには相続人各人ごとに次のいずれかに該当すること

- 1) 配偶者
- 2) 同居親族
- 3) 相続開始前3年以内に自分または配偶者の所有するマイホームに居住したことがないこと
- 4) 同一生計親族

特定事業用、特定同族会社事業用宅地の場合、上記特例（400平米まで80%減額）を受けるには相続人各人ごとに次のいずれかに該当すること

- 1) 事業を継続すること
- 2) 同一生計親族
- 3) 特定同族会社の役員

- 3 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに、特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合は、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。

つまり、特定居住用宅地といっても、一部で駐車場等として貸していたりする場合は、駐車場部分は外して特例減額を適用しそれぞれ別々に計算するというものです。

(以上は2009年12月22日公表の民主党平成22年度税制改正大綱によるものです。これは国会を通過することを前提にしてすでに平成22年4月1日以降適用されるものとして各方面で活用されています。なお、具体的対応は各税務署にご確認ください。)

以上